

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		決 算 特 別 委 員 会 環 境 厚 生 分 科 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室
				担 当 職 員 八 木
日 時	平成 2 4 年 9 月 2 0 日 (木 曜 日)		開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
			閉 議	午 後 5 時 4 0 分
出席委員	眞 継 ○ 酒 井 苗 村 山 本 竹 田 吉 田 中 澤 立 花 明 田			
理事者 出席者	武田健康福祉部長 小川こども福祉課長 河原こども福祉課副課長 秋山社会福祉課長 吉田 障害福祉課長 中村障害福祉課参事 桜井障害福祉課副課長 玉記高齢福祉課長 俣野健康 増進課長 塚本健康増進課副課長 大矢健康増進課副課長			
事務局	阿久根係長 八木			
傍聴者		市民 1 名	報道関係者 - 名	議員 - 名 ()

会 議 の 概 要

1 開 議

2 事 務 局 日 程 説 明

～ 1 0 : 0 1

3 議 案 審 査

(5) 第 1 2 号 議 案 平 成 2 3 年 度 休 日 診 療 事 業 特 別 会 計 決 算 認 定

[理 事 者 入 室] 健 康 福 祉 部

< 健 康 福 祉 部 長 >

あいさつ

< 健 康 増 進 課 長 >

資料に基づき説明

～ 1 0 : 1 1

[質 疑]

< 立 花 委 員 >

受診者数 2,060 人である。近年の受診者数のピークは。

市立病院が急患を受け付けている。休日診療事業については一定の役割を終えたとの意見もあるようである。個人的には廃止すべきとは考えないが検討はどうか。

< 健 康 増 進 課 長 >

近年では H21 が新型インフルエンザの流行により 2,358 人であった。感染症の流行、時期により患者数は増減する。

医師会を中心に運営している。医師会からは廃止に関する意見は出ていない。現実には市立病院も休日に内科、小児科の担当医が常に対応できているわけではない。直ぐに休日診療事業を廃止することは考えていない。

< 立 花 委 員 >

休日診療事業運営委員会での議論はどうか。

< 健康増進課長 >

廃止に係る議論はない。内科医が小児を診察することや、小児科医のローテーション等について負担を感じるとする意見もあるが、医師会との協議により一人一人の負担が少なくなるよう調整いただいている。

< 立花委員 >

過去には建設に係る債務があったが償還は終わっている。安定して事業を継続されることを望む。

< 明田委員 >

市内の小児科開業医は全て関わっていただいているのか。

< 健康増進課長 >

開業医は全て対応いただいている。ただし、病院や花ノ木等是一部の医師である。

< 苗村委員 >

一般会計からの繰り入れ 400 万円の根拠は。

< 健康増進課長 >

特にルールはなく、運営に支障が生じない額を繰り入れることになる。予算における診療報酬の積算は低く見積もっており、歳出は感染症等の流行を鑑み多く見積もっている。その差額が前年度繰越金と一般会計繰入金となる。H22 年度の診療報酬等の関係から繰越金が多くなり、H24 年度一般会計からの繰入金を補正により減額する予定である。ただし、医業であるので不測の事態に対応出来る様一定の余裕は持つ必要がある。

< 苗村委員 >

H25 年度以降の一般会計からの繰入金は。

< 健康増進課長 >

状況に応じて変化があると思う。

< 中澤委員 >

事業の安定運営には小児科医の確保が重要である。体制の充実、医師確保の検討はどうか。

< 健康増進課長 >

大学病院等から年末年始等に臨時的に医師を派遣いただくこと等は、医師会とも相談している。

～ 10 : 26

(6) 第 14 号議案 平成 23 年度介護保険事業特別会計決算認定

< 高齢福祉課長 >

資料に基づき順に説明

～ 10 : 57

[質疑]

< 苗村委員 >

P272、会計検査院の指摘から保険料は 2 年の時効消滅を適用すべしとのことで、136 名を不納欠損処理したとのこと。そのうち実際にサービスが制限された対象者等はあったのか。

< 高齢福祉課長 >

136 名にサービス制限の例はない。機械的に不納欠損処理したわけではない。分納誓約いただくと時効消滅は発生しないことなど、様々な説明を行ったうえでの不納欠損処理である。

< 苗村委員 >

136 人は分納誓約等もせずに時効が成立したのか。

< 高齢福祉課長 >

そうである。また、長期続いているものも一定整理した。

< 吉田委員 >

時効消滅によるサービスの利用制限内容は。

< 高齢福祉課長 >

1 年滞納した場合は、一旦全額自己負担いただきその後 9 割相当分を償還する。1 年 6 か月滞納した場合は給付費の一部又は全部を差し止める場合がある。2 年以上滞納した場合は未納期間に応じて 3 割負担となり、また、高額介護サービス制度を受けられなくなる。

< 吉田委員 >

今回時効消滅により不納欠損処理された者は回復できないのか。

< 高齢福祉課長 >

介護サービスを利用しようとするれば前述の制限がなされる。

< 苗村委員 >

136 名について介護認定の状況は。

< 高齢福祉課長 >

確認して後程説明する。

< 吉田委員 >

若年で滞納した場合、サービス制限は一生回復できないのか。

< 高齢福祉課長 >

会社員等がそのような事態になることはない考える。

< 竹田委員 >

吉田委員の質疑は、サービスを制限される期間が限定されるのか、一生続くのかという問いである。

< 高齢福祉課長 >

介護サービスの利用に係り継続する。

< 立花委員 >

国保では遡及して納付し制限を回復できる制度があるが、介護保険ではないのか。

< 健康福祉部長 >

分納誓約を行いサービス制限が生じない運用を基本としている。詳細については確認する。

< 吉田委員 >

不納欠損処理したので、遡及して納付することも不可能であるとする。サービス制限の回復は不可能なのか。

< 高齢福祉課長 >

不納欠損処理については十分説明した後に行っている。

< 立花委員 >

滞納 2 年での不納欠損処理を基本とするならば、不納欠損処理後は滞納がない状態になりサービス制限も関係なくなるのではないのか。

< 高齢福祉課長 >

サービスは制限される。

< 健康福祉部長 >

過去の滞納に係る不納欠損処理によるサービス制限が一生続くことはない。滞納期間に対応する期間、サービスが制限されるものである。詳細については確認して後程報告する。

< 眞継委員長 >

後程説明を求める。

< 立花委員 >

事業が多様であるので分かりやすい資料作成を求める。

P275、P276、介護サービス、介護予防サービスの事業内容と実参加者数は。

< 高齢福祉課長 >

次年度以降改善する。

資料提出する。

< 健康福祉部長 >

具体的な実参加者の積算方法は。

< 立花委員 >

事業参加した個人の数である。

本市の単費事業を一般会計の決算審議において質疑する。予告。

< 竹田委員 >

介護関係の事業内容は事業冊子を配布いただけたら理解できると考える。

介護認定に関わり、短縮されたといえども 30 日を超えている。要因は。

< 高齢福祉課長 >

症状が安定せず医師の意見書が作成されないことも要因の一つ。現在は週 2 回の審査会を開催している。今後も早期認定を目指し取り組みを進めたい。

< 竹田委員 >

症状が安定しないことが原因で医師の意見書が遅れることはあるであろうが、多くあるわけではない。医師の意見書を求める場合、本市は申請者に様式等を配付し医療機関に出向き意見書を受けるように指導していると考え。申請者が医療機関に出向かなければならないことが認定に時間かかる要因である。他市では役所から医療機関へ直接郵送されている。このような取り組みにより認定期間の短縮がはかれると考える。また、新規申請者の調査について市の職員が対応しているのか。

< 高齢福祉課長 >

市の嘱託職員が対応している。

< 竹田委員 >

勤務時間が限定される市の職員が対応するよりも、事業を委託した方が早期の調査と早期の認定に資するとも考える。研究を。

< 高齢福祉課長 >

認定までの手続きにおいて点検し、改善できる点は改善していきたい。

< 竹田委員 >

市広報紙に調査員の募集が掲載されることをたびたび目にする。状況は。

< 高齢福祉課長 >

今年度採用した者が年度当初にすぐ退職され、8 月から新たに採用した。現員は比較的長期間勤務いただいております。継続して雇用しようと考えている。

< 苗村委員 >

認定されるまでの暫定サービスの例はあるのか。

< 高齢福祉課長 >

ある。

< 苗村委員 >

暫定サービスと認定介護度に差が生じ実費負担が生じることは。

< 高齢福祉課長 >

詳細な例は今、資料を持ち合わせていない。しかし、暫定サービスと実認定が大きく乖離することはないと考える。

< 苗村委員 >

P275、P276 について、サービス利用率の積算方法は。

< 高齢福祉課長 >

P275、介護サービス 91.6%について、要介護認定者数 2,268 名、うちサービス利用者数 2,078 人を割ったもの。P276、介護予防サービス 61.3%について要支援認定者数 964 名、うちサービス利用者数 591 人を割ったもの。

< 竹田委員 >

P282、健康教室等について、定員の関係で途中参加が難しいと聞いたが。

< 高齢福祉課長 >

概ね定員満で実施しており、超える分は次回を案内している。

< 竹田委員 >

自分の健康に関心がある市民は健康教室に期待している。柔軟に参加できるような取り組みも研究いただきたい。

< 高齢福祉課長 >

筋力トレーニング教室等は男性にも人気がある。多くの方が参加できるよう検討する。

～ 11 : 30

< 休憩 11 : 30 ~ 13 : 00 >

< 健康福祉部長 >

介護保険事業における滞納者のサービス制限について担当課長から説明する。

< 高齢福祉課長 >

時効関係なく、1 年未満の滞納者は事情等を聴取した後、償還払い（一旦全額自己負担）化する。1 年 6 か月滞納したものは給付額の一部又は全額を制限する。時効の場合で介護認定を受けられた場合、認定前 10 年間の保険料納付状況を確認し、状況によって制限することになる。納付状況に基づいて 3 割負担を数年間というようなサービス制限が生じる。制限期間を経過すれば 1 割負担に戻る。

< 立花委員 >

サービス制限は法令に規定されているのか。

< 高齢福祉課長 >

介護保険法に規定されている。

～ 13 : 03

（ 4 ）第 9 号議案 平成 23 年度一般会計決算認定

<健康福祉部長>

概要説明

<担当課長>

資料に基づき順次説明（歳出）

～ 15 : 05

<休憩 15 : 05 ~ 15 : 20 >

[質疑]

<立花委員>

一般会計に占める民生費の不用額が大きい。説明を。主要施策報告書をもとに審査すると会計全体を見ての重要な課題の指摘が欠落する。例えば事項別明細書 P117 の地域振興費、工事請負費で予算額約 3,000 万円に対し、不用額約 1,270 万円であり、減額補正等はなされていない。理由は。また、事項別明細書 P109 老人福祉における繰出金、事項別明細書 P125 児童措置費における扶助費等で多大な不用額が生じている。

<健康福祉部長>

P117 地域振興費は生涯学習部所管であるので答弁は控える。

民生費の不用額が大きいことは度々指摘いただいている。民生費は医療扶助的性質を有する経費が多く、不測の事態への対応等を考慮すると、実績に近い補正予算を計上することが困難である。しかし、度々不用額の指摘をいただいていることから、今後もできる限り精査し補正計上していきたい。

<立花委員>

努力を期待する。

P83、社会福祉事務経費、健康管理機器等管理業務委託料 123 万円について社会福祉協議会への委託内容の詳細は。

P85、社会福祉協議会経費、社会福祉協議会への人件費補助の詳細は。

健康福祉部における社会福祉協議会に対する市からの補助、委託等の状況は。全体が把握できる分かりやすい資料を提出すべき。また、社協自体の活動が把握できる資料は。

<健康福祉部長>

主要施策報告書と同時に分科会用資料として一覧表を事前提出している。参考にされたい。H23 の社協全体の決算額は約 3 億 8,800 万円であり、うち、市からの補助金、委託料合わせた支出は資料のとおり約 8,300 万円である。また、社協は独立した社会福祉法人であるので、その事業の全てを市が資料提出することには整理が必要と考える。

6 名分、派遣している市職員及びプロパー職員分を含む。H22 決算での議会からの指摘を受け、H24 年度予算で人件費補助を整理した。H24 年度から市の派遣職員の人件費は市の人件費で対応し社協への補助金には含まない。補助金は社協本体の事務にあたる職員 4 名分に対応。子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の人件費補助はそれぞれの費目で対応している。

エイジレスセンターに設置のヘルストロンに対するもの。

< 山本委員 >

P83、くらしの資金貸付経費、滞納者に対する対策は年 2 回の督促状のみか。

P84、民生委員活動経費、民生委員推せん会の構成、内容は。

民生委員の委嘱条件等は。

< 社会福祉課長 >

年 2 回の催告書を送付。今年度から係長級職員が主となって債権管理に取り組むよう体制を強化した。

14 名。市議会議員 2 名、市職員 2 名は無報酬。その他 @9,700 / 回の報酬。民生委員法に基づき府から国へ推薦する。

民生委員法の規定により 65 歳までであるが、人員確保が難しくより高齢でも活動いただいている。識見豊かで、相談に対応できる人となっており、自治会を通じて推薦いただき、推せん会議において推選している。

< 山本委員 >

今年度からくらしの資金滞納者への戸別訪問を行うのか。

< 社会福祉課長 >

生活状況や過去の経過などから個別に判断し対応している。

< 山本委員 >

くらしの資金滞納者へは戸別訪問による現状把握が有効と考える。

民生委員については、個人の活動状況に差があるように聞いている。最低限求められる業務はなにか。

< 社会福祉課長 >

民生委員は地域の生活保護受給者、高齢者、障害者などが整理された福祉票を持つ。これに基づいて活動している。民生委員個人の仕事などの事情により活動に差が生じることはある。民生委員の活動は近年多岐にわたり人員確保に苦慮している。

< 明田委員 >

民生委員への補助金の内容は。委員 1 人あたりどの程度の補助があるのか。また児童委員としての補助はどうか。補助金と報酬は意味が違うのか。

< 社会福祉課長 >

府@58,100、市@29,100、上部団体への負担金@7,000 などで積算。個人ではなく地区民児協に補助している。

< 明田委員 >

民生委員は厚生労働大臣により委嘱されるので、補助金ではなく報酬、給料になるのではないか。

< 健康福祉部長 >

社会福祉費と児童福祉費の 2 費目から補助金支出している。法により民生委員と児童委員を兼ねるためである。主任児童委員は児童福祉費でのみ計上されている。府補助金@58,100 は国が交付したものをそのまま受けている。H24 から@58,200 に増額された。市独自では@29,100 を交付。基本的に費用弁償の意味合いで交付されるもの。報酬、給料という性格ではない。

< 吉田委員 >

P83、くらしの資金貸付経費、貸付金の滞納額は。

P85、福祉医療経費、父子家庭は対象とならないのか。

P88、成年後見制度経費、こども福祉課が所管する理由は。

P100、地域包括ケア推進事業経費、高齢者見守り支援事業補助金について、具体的な活動内容、実績報告等は。

P106、補装具費支給経費、自己負担軽減のための給付として、まず補装具支給費でなされ、次の段階として障害者福祉サービス等利用支援費でなされ、残った額が補装具費利用者負担金補助金でされ、結果、自己負担がなくなることである。交付・修理件数について、補装具費利用者負担金補助金の方が、障害者福祉サービス等利用支援費より多くなっているが理由は。

< 社会福祉課長 >

561 件、48,393,997 円。

< こども福祉課長 >

母子のみ。

こども福祉課が健康福祉部の総務を担当しているため。実務は他課が行ったが、市長名を持って裁判所に申し立てる部分のみこども福祉課で対応した。今年度からはそれぞれの担当課で担当するよう整理した。

< 高齢福祉課長 >

具体的な方法は各自治会等で自主的に決定いただいている。隣組での回覧板の回付時に顔を見る等の方法である。H23 年度の事業報告については、今後の方向も含めて現在追加のアンケートを行い集計中である。

< 障害福祉課長 >

補装具については、基本的に費用の 9 割が補装具費支給費において国の交付対象となる。1 割自己負担が原則であるが、利用者の月額上限単価が定められており、その関係で、府の補助金を活用するものと市単独での補助とに分かれるものである。

< 吉田委員 >

P83、くらしの資金について、類似する社協の制度との整合は。

P100、高齢者見守り支援事業について、対象者名簿等は市から自治会へ提供しているのか。活動内容からして補助金額は適正か。補助金に対する事業報告が提出されないと事業効果も把握できないのではないか。

< 社会福祉課長 >

本市くらしの資金は一時的に生活に困難を生じた者を対象に無担保、無保証人で貸し付ける制度であり、借り易く、支給も早い。

社協の生活福祉資金制度は従前から教育資金、生活資金等様々な資金を貸し付けているが、生活再建計画の策定や保証人が必要等の要件がある。10 万円以上の借り受けが可能であるが手続きの煩雑さなどがあると認識している。

社協においてくらしの資金と類似する制度として緊急小口資金がある。府社協に確認したところ、医療費と介護サービスに關すもののみを対象とするとのことである。

< 高齢福祉課長 >

名簿は提供していない。地域の中で高齢者の状況を把握いただくと考えている。

補助金は H23 が初年。昨年度は 1 事業 20 万円、今年度から 10 万円。

< 吉田委員 >

名簿を提供しないのであれば見守りすべき対象も把握できない。事業効果も把握できないのではないのか。

< 高齢福祉課長 >

件数については集計中である。見守り対象者を個別整理した報告までは求めている。

< 立花委員 >

地元で見守りの役についていた。報告様式が定められていた。毎月訪問して声掛けし組長会で集計していた。

< 健康福祉部長 >

立花委員の説明は先行事例である篠町自治会でのあいあいネットワークのことである。本補助金は高齢者見守り事業を市内全域に拡大するきっかけづくりが目的である。H23 年度からの 3 年間に限り、立ち上げ費用として H23、20 万円、H24、H25、10 万円の補助を行うものである。民生委員の高齢者見守り事業もあるが、出来る限り地域の高齢者等を地域で見守ることとし、緩やかな取り組みとして自治会、地区社協に働きかけた。実際の活動は、隣組等の従前からの組織を活用する方法や、新たにそのような役割を担う人を設置するなど様々である。週 1 回の見守り、月 1 回の声掛けは全市的な共通の活動基準としている。補助金であるので実績報告もいただくが、事業内容のさらなる把握と充実を目的に現在アンケートを実施している。地域の負担も考えながら新たな方法も検討していく。

< 苗村委員 >

P83、社会福祉事務経費、ヘルストロンの設置数は。管理業務委託料 123 万円は高額とを感じるが。

P93、自殺対策事業経費、事業全体の概要は。

P95、高齢者生活支援経費、緊急通報装置について 1 人ぐらしの高齢者数に対する普及率は。また、通報実績等は。

同じく、生活援助金派遣事業について利用者の利用理由は。

< こども福祉課長 >

4 台。電気代、清掃等を含む管理業務委託。前年比 5 万円減。

< 社会福祉課長 >

パンフレットを作成、全戸配布、街頭啓発活動など。担当者は熱意を持って取り組んでいる。

< 高齢福祉課長 >

336 件設置。普及率は把握していない。誤報が多いが、気分が悪くなった等での例もある。

3 名。退院後買い物等の生活に支障が生じた場合の短期的な利用である。

< 苗村委員 >

自殺対策事業の内容は。相談業務等はどうか。

< 社会福祉課長 >

精神保健福祉支援員を配置し、リスクの高いうつ病等の精神疾患を抱える市民への相談体制を充実している。また、自殺原因となる経済問題、特に多重債務問題への対応として市民課において窓口を設けている。うつ病等の対策として精神保健福祉支援員、保健師等で庁内ネットワークを構築し対策している。H23 年度、21 人へ相談、支援を行い、8 割から精神的に安定してきた等の効果があらわれている。直接的に自殺予防に繋がったとするには難しい部分もあるが一定の効果があると認識している。

< 中澤委員 >

P93、自殺対策事業経費、パンフレットの内容等は。

P112、特別保育事業経費、地域子育て支援拠点 3 園での事業内容等は。

P118、セーフティネット支援対策事業経費、就労支援員、面談相談員等の事業内容等は。

< 社会福祉課長 >

府下では京丹後市が先進的。庁内関係課によるネットワーク、保健所からの意見などをいただき作成した。

< こども福祉課長 >

地域の未就園児を対象に、園舎の開放等による事業である。いきいきかめおっこ未来プランにおいて、拠点施設整備に箇所数を掲げている。中学校区に1箇所という基本の考え方がある。現にある施設を有効活用する観点から整備している。

< 社会福祉課長 >

就労支援員は失業者に対してハローワークと連携しての斡旋等を行う。企業の営業担当等の退職者で就業先等とのコーディネートに長けている者などを面接して採用している。

面接相談員は警察OBで7年間勤務、H23年度で退職された。以前はケースワーカーが面接を担当していたが非常に精神的負担が大きかった。面接者には一部威圧的な者もいることから一定の経験を持つ者を面接相談員として配置することに効果があると考えている。

診療報酬明細書点検員は経験と資格のある者を雇用。

精神保健福祉支援員は精神保健福祉士、臨床心理士、社会福祉士等の資格を有する者で、本人の希望職種とも合致した。

< 中澤委員 >

自殺予防の取り組みについては全国的にも重要な課題である。本市の取り組み姿勢としてはどうか。

面接相談員等の具体的な相談への関わり方。

< 健康福祉部長 >

国の所管は厚生労働省ではなく内閣府である。今年度の自殺対策大綱では若者の自殺対策を重視しており、就労問題等や学校生活が原因となるものも話題となっている。本市では若年に注力しているわけではなく、個別対応として関係各課の担当者による協議によるケース会議を設置し対応している。また、市民への啓発の取り組みも必要であり、今年度の事業であるがゲートキーパー等の養成に取り組んでいる。また、「気になる人」を地域で見守っていく仕組み等も検討しており、広い意味での自殺対策と考える。

精神保健福祉支援員は対象者に寄り添い、戸別訪問や病院への付き添い等も行う。

就労支援員及び面接相談員は基本的に庁舎での相談に応じるものである。

< 明田委員 >

P112、特別保育事業経費、病児・病後児保育事業3箇所とP113、病児・病後児保育事業経費の補助金との関係は。

< こども福祉課長 >

P112は民間保育園で看護師を配置するもの。P113は医療機関において行うもので、感染症等で集団保育に馴染まないものを対象。

< 明田委員 >

補助金等の積算については。実績は。

< こども福祉課長 >

国の考えとして、P112、民間保育園への特別保育事業は、事業に要する人員の人件費を補助するものである。P113に係る補助金は受け入れ人数623人に対するポイント制で積算する。

< 酒井副委員長 >

セーフコミュニティの一環で自殺対策が位置付けられ、委員会も設置されている。

関連は。

P112、特別保育事業経費、地域子育て支援拠点委託料に関わり、5 拠点のうち 3 が民間保育園である。民間保育園以外の 2 拠点は事業内容及び広報が工夫されている。民間保育園ではどうか。広報は。交流できる工夫は。利用実績は。

次世代育成プランに子どもの遊び場に関する情報が記載されている。子どもの視点に沿った遊び場整備がうたわれているが、対応する施策としては P117、簡易児童遊園整備事業のみか。

< 社会福祉課長 >

H23.7 にセーフコミュニティかめおか自殺対策委員会を設置した。庁内ネットワーク及び庁外関係機関によるものである。自殺も不慮の事故の範疇とし、もともと別であった自殺対策をセーフコミュニティの中に位置づけた。内部的には自殺対策支援プログラムを作成し取り組みを進めている。

< こども福祉課長 >

園を中心に広報いただいている。また、千代川保育園、太田保育園、あゆみ保育園であり地理的關係から身近な地域での遊び場の提供という点で、園庭開放を含め取り組んでいただいている。人数については手元に資料がない。

市内 48 か所、過去から受け継いだ自治会管理の公園である。遊具の設置等について補助しており、昨年度の実績は 1 件。

< 酒井副委員長 >

民間保育園では園庭開放以外に積極的な事業はなされているのか。

かめおかっこ未来プランに掲げる子どもが安全に遊べる広場等の確保という目標に対応する施策としては、簡易児童遊園の整備のみなのか。他の施策はあるのか。

< 健康福祉部長 >

民間保育園が国の補助事業として地域子育て拠点事業を実施され、市の補助としては特別保育事業となる。市民から、門扉が閉じている状況等から、園児以外の子どもが遊ぶ場とわからないとして厳しい指摘をいただいていた。現在は補助金実績報告を厳しくチェックしており、改善されてきている。市が主体的にHPや看板等の広報手段を講じていくことも考えられる。

後期行動計画ではこどもの遊び場の維持と掲げており、積極的な表現とはなっていない。近年、行政が新規に児童公園を設置することは難しい状況がある。公園についても開発に伴うものがほとんどである。地域で工夫をいただきこどもの遊び場を確保いただく方向で考えており、行政の援助の方策として簡易児童遊園補助金がある。ただし補助金は遊具に関するもので、直接的に公園確保に関わるものではない。

個人的には、学童期の遊び場確保として小学校施設の有効活用を、地域で積極的に検討してはどうかと感じている。国の補助事業等もあることから教育委員会も考慮するのではないか。

< 中澤委員 >

むしろ、学童期よりも修学前の遊び場確保として保育所、幼稚園の開放等も考えられる。

< 苗村委員 >

P112、特別保育事業経費、病児・病後児保育事業及び P113、病児・病後児保育事業経費の実績は。

P98、いきいき長寿プラン推進経費、プラン作成に係りパブコメを行っている。

市民から意見を述べたのにパブコメとして取り扱われていないとの意見を聞いたが。

生活保護に係り、警察OBが相談員となっている。いわゆる水際で申請を防ぐがための配置ではないか。

< こども福祉課長 >

休日保育 151 人、一時保育 3,034 人、病児・病後児保育 3,401 人。

< 健康福祉課長 >

パブコメについて高齢者を対象とした某組合から問い合わせがあり面談した。パブコメ扱いしないことを相手方と確認している。

< 社会福祉課長 >

全国でいわゆる水際作戦的に威圧的な面接が行われた例があるとの報道は目にしている。しかし、警察OB全てが威圧的なわけではなく、また、面接内容はケースワーカー、係長、課長と決裁され、適宜指導等を行っているところである。経験を積んだ相談員は大きな役割を担うことができる。不適切な事例の情報があれば随時お知らせ願いたい。

< 竹田委員 >

P95、高齢者生活支援経費、緊急通報装置設置事業についてNTTアナログ回線しか対応できない状況に変化はないか。

P103、自立支援医療経費、障害者福祉サービス等利用支援費について、65 歳以上が 78 人サービス利用しているが、具体的な内容等は。

< 高齢福祉課長 >

そうである。デジタル対応するならば全機器の取り換えが必要と思われるが、委託業者事業者に確認したい。

< 障害福祉課長 >

以前から障害サービスを利用していた者が高齢になったケースがほとんどと思われる。一部介護保険サービスに移行可能な場合はあるが、基本的には障害者特有のサービスを必要とされるものである。

< 竹田委員 >

以前に質問した時は、業者の対応を含めて検討と答弁があったが。

介護施策の拡大ではなく、障害者施策の延長との位置付けか。

< 高齢福祉課長 >

昨年度、3 社プロポーザル方式で選定した。必要最低限の仕様で行い、前年と同業者を選定したが、2 割程度経費を節減した。

< 障害福祉課長 >

介護保険サービスにないサービスの提供、介護保険の限度額を上乗せしての補助等様々にケースがある。

< 苗村委員 >

65 歳以前の障害者で介護保険に移行している者も多いと思う。介護保険サービスに移行しなくてはならないのか、若しくは選択により障害者サービスの利用を継続できるのか。

< 障害福祉課長 >

40 歳以上の者は介護保険に 2 号被保険者として介護保険の適用を受けるのが原則である。

< 立花委員 >

P98、いきいき長寿プラン推進経費、プラン作成にあたり前期プランと比して特徴

的な内容は。また、委託業者は。

< 高齢福祉課長 >

地域包括ケアを最重点としその基盤整備をはかることとしている。委託業者は株式会社日本出版、5社でプロポーザル。

< 酒井副委員長 >

こどもの遊び場確保を市民と協働して行うとのことであるが、市民からすれば行政との連携の方法がわからない。分かりやすく提示すべき。

敬老事業について、3割程度の出席しかない。今後も同様の手法で事業を行うのか。府補助の有無は事業継続に影響するのか。将来的な見通しはどうか。異なる手法でも敬老精神は表せるのではないか。

< 健康福祉部長 >

市民から見て行政メニューが分かりにくい状況はあろう。行政、市民の連携を深める努力は必要。担当職員と子育て世帯との意見交流等も考えられる。NPO等は独自の情報収集により、国の施策等熟知しておられる場合もある。意見交換等の機会が増えていく必要があると感じている。

敬老会への出席率については各々の事情もあり一概に低いとは言えないであろう。高齢者が敬老会を楽しみにしておられる状況がある。また、地域においては運動会と並ぶ一大行事である現状から軽々に事業を変更できないと考える。しかし、市は高齢者の命と暮らしを守る施策を重視、重点化すべきと考えており、敬老会事業はトーンとしては高くない。敬老から安心へシフトしていくが敬老事業を無くすことにはならない。費用面では細かい部分ではあるが削減している。

< 眞継委員長 >

P110、児童委員活動経費、子どもに関する相談1,537件について、学校では把握していない、相談しにくい内容が相談されており、それを教育委員会と情報共有しているような状況はあるのか。

< 社会福祉課長 >

相談内容の主なものは子育て、子ども地域生活、教育、学校生活。

< 眞継委員長 >

学校では相談しにくい案件も、児童委員に相談している場合もあると考えられる。教育委員会等とも情報共有することで大きな問題を防ぐ一助となると考える。検討を。

～ 17 : 00

< 休憩 17 : 00 ~ 17 : 10 >

[質疑]

< 苗村委員 >

P129、保険事業経費、健（検）診事業経費について、生活習慣病健診とは特定健診と同一か。

肝炎ウイルス検査について、拡大を求める陳情が提出されたがどの経費に関することか。昨年度本市での実績はなかったらしいが。

< 健康増進課長 >

40歳以上の生活保護受給者等で医療保険に未加入の者を対象とした事業であ

る。特定健診とは別の事業である。

市としては検査実績がない。市立病院、南丹病院、保健所で窓口が設けられている。

< 苗村委員 >

市立病院は週 1 回 30 分しかやってなく、拡大を望むのが陳情の趣旨である。

< 健康増進課長 >

市立病院の事業については答弁すべき立場にない。

< 立花委員 >

P133、緊急地域雇用対策費、市民サポーターによる子育て支援活動運営事業の内容は。

< 健康福祉部長 >

社協に委託している子育て支援事業として、ふれあいプラザ奥で実施している事業。自由に遊ぶ事業を社協はひろば事業と呼称している。多くの参加者があること、出前事業をされていることから、需要に応えるため、スタッフを増員され、それに適用した。

< 山本委員 >

P135、命のカプセルについて、H23 は緊急雇用対策として実施され、地域に馴染みのない者が訪問等を行った。高齢者世帯でないと訪問、配付はなかったようである。希望する者には臨機応変に対応できないか。H24 年度は民生委員が配付するので柔軟な対応が期待できるが。

< 高齢福祉課長 >

H23 年度までは、一人暮らしの高齢者または 65 歳以上の高齢世帯を基本に普及を図った。今年度はきめ細かな対応を行う。

< 山本委員 >

前年度までは配付対象でなかった者も希望すれば受け取れるのか。

< 高齢福祉課長 >

個別に対応している。

~ 17 : 20

< 担当課長 >

資料に基づき順次説明（歳入）

~ 17 : 39

[質疑]

なし

[理事者退室]

散会 ~ 17 : 40